

総合評価方式において求められる 技術者像について

国土交通省国土技術政策総合研究所
建設マネジメント技術研究室
主任研究官 堤 達也

1. はじめに

国土交通省においては、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」や一般競争入札の拡大を踏まえ、工事の品質を確保するため、落札者の決定方法に総合評価方式を採用し、価格と品質が総合的に優れた調達に積極的に取り組んでいます。平成19年度上半期には9割以上の工事において総合評価方式が適用されており、その大部分を簡易型が占めています。

ここでは、総合評価方式において求められる技術者像の参考として、18年度に実施した簡易型における技術者評価に関する評価項目や評価結果を紹介します。

2. 簡易型における評価項目

簡易型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用するものと定義されています。したがって、評価項目として、簡易な施工計画、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地理的条件等が採用されています。

各地方整備局ごとの評価項目の配点割合を図-1に示します。いずれの整備局も簡易な施工計画の配点割合が大きく、配置予定技術者の能力については全体の1～4割程度と幅があります。配置予定技術者の能力について、具体的な評価項目の採用状況を図-2に示します。技術者の施工経験や

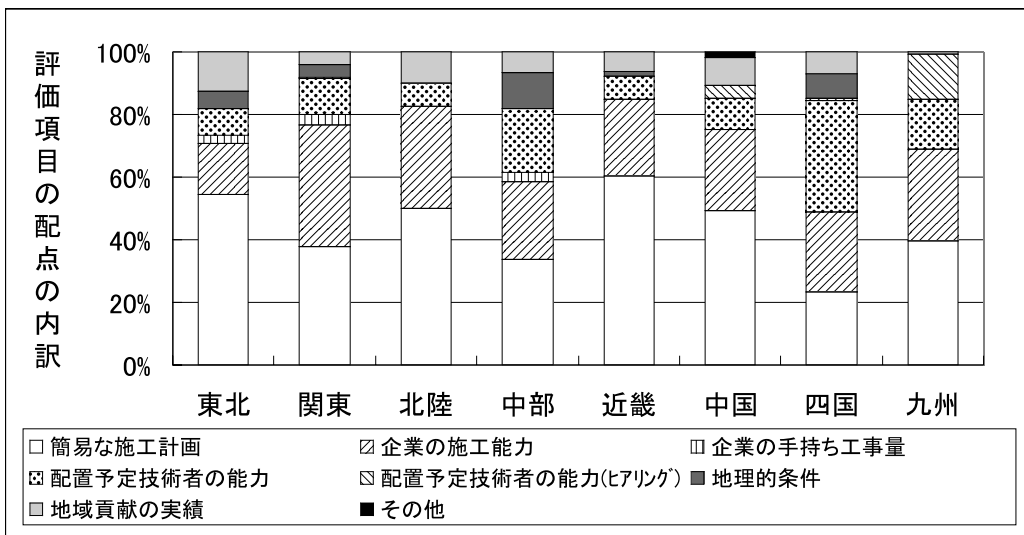


図-1 簡易型における評価項目の配点割合 (18年度上半期)

優良工事技術者表彰実績の有無が多くの工事において採用されています。ただし、前年度に比べ、施工経験の採用率は減っています。一方、工事成績評定点や継続教育（CPD）の取組状況、ヒアリングの採用率が大きく増加する傾向にあります。

3. 各評価項目の得点分布

図-2に示した各評価項目における得点分布を図-3に示します。保有資格や施工経験、ヒアリングについては8割程度の者が満点（黒い部分）を得ており評価結果に有意な差が生じにくいことがわかります。一方、工事成績評定点は競争参加者間で得点がばらついており評価結果に差が生じやすい傾向が見られます。また、表彰実績の有無、継続教育（CPD）の取り組み状況は、保有資格や施工経験等とは逆に0点（白い部分）の者が大部分を占めているため、点数を得られた者は非常に優位になることが可能と考えられます。

4. おわりに

上述したように簡易型においては「簡易な施工計画」の配点割合が大きくなっています。したがって、落札するためには、配置予定技術者の能力に関する評価項目に加え、簡易な施工計画で高得点することが求められます。施工計画の作成にあたっては、どの現場にも適用できるような一般的な事項や共通仕様書等からの引用ではなく、現場条件を的確に把握し、当該工事においては特にどのような点に配慮して施工を行う必要があるか、という視点が重要と考えられます。また、落札、契約に至った場合には、その施工計画に基づいた施工が求められます。そのためにも施工計画の作成前に、実際に現場に足を運び、施工方法をイメージしておくが大切です。

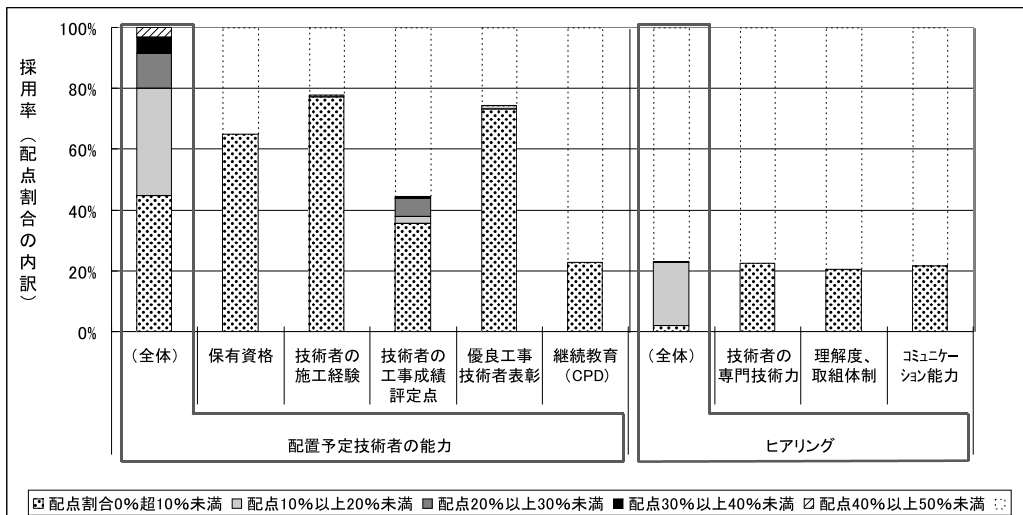


図-2 簡易型における各評価項目の採用率 (18年度上半期)

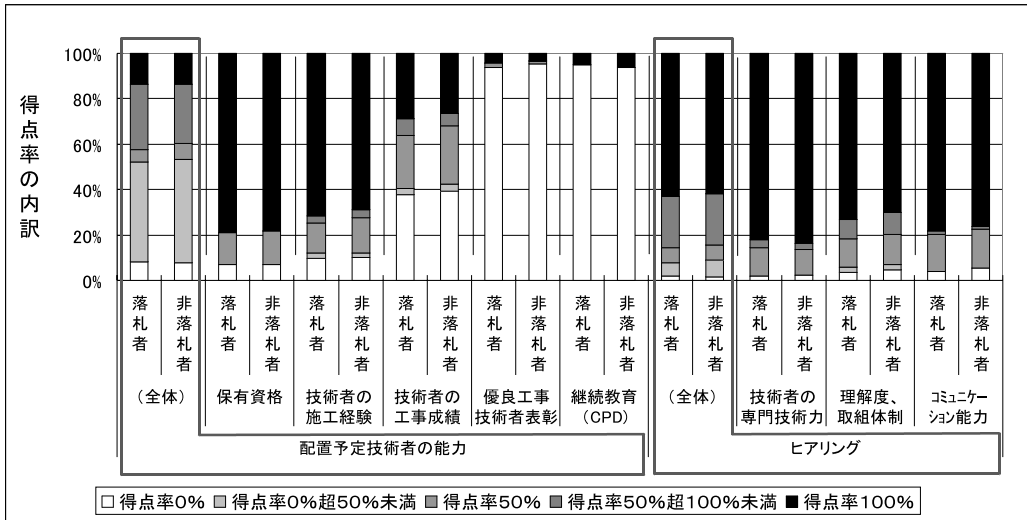


図-3 簡易型における各評価項目の得点分布 (18年度上半期)